

するよう要望したことから環境省は、来年の通常国会に向け、基準改正案のたたき台を今夏までにまとめる考えだ。

## 不許可の判断 業者にも波紋

高裁判決の波紋は、産廃業者にも広がっている。県内を含む首都圏を中心事業を展開する別の大手業者社長は判決に「遺憾だ」と話す。毎年のように変わる法に對応するだけでも大変なのに、法の要件を満たしても不許可との判断だったからだ。この会社が県内で設置した複数の処分場はいずれも5年程度かけて開業している。建設予定地の周辺住民への説明に2年、環境影響調査、設置申請などの事務手続き、建設に各1年という具合だ。ただ、10件に9件のペースで撤退に追い込まれている。持ち込まれた廃棄物の約94%は再資源化しているが、「迷惑施設だという住民の気持ちは分かるが、リサイクルできないものは埋め立てるしかない」と大手業者社長は話す。

それでも業界への風向は厳しい。日本弁護士連合会は07年に安定型最終処分場の新設を認めないよう求める意見書をまとめた。安定型は、化学的に安定で有害物質は出ないとされる廃プラスチックなど5品目を埋めるが、それ以外の物質の混入は避けられないのが実態だ、としている。東京都市大学の青山貞一教授（環境政策）も「処分場が不足して不法投棄が増えるかねないと懸念する環境省は業界よりの法解釈をしていた」と手厳しい。その上で「県は独自例で規制強化し、法の不備を補うべきだ」と話す。原告の一人、農業阿部一成さん（80）＝旭市＝は言う。「予定地周辺はほとんど農地。もともと不法投棄が多い地域で、大規模な処分場ができるとさらに生活環境が悪化するのではないかと心配している。県は現行法の中で許可判断したと言っているが、現場はそれではすまない状況に来ていいわれていることをきちんと理解してほしい」